

○人を対象とする研究に関する倫理規程

(平成15年10月1日規程第128号)

改正	平成17年3月24日規程第52号	平成17年9月26日規程第55号
平成16年3月30日規程第33号	号	
	平成18年4月27日規程第43号	平成18年8月24日規程第57号
平成18年3月31日規程第38号	号	
平成18年10月31日規程第74号	平成19年3月30日規程第19号	平成19年8月23日規程第58号
号	号	
平成20年3月21日規程第23号	平成20年9月26日規程第54号	平成21年10月22日規程第51号
号	号	号
平成22年3月25日規程第17号	平成23年3月10日規程第11号	平成24年2月23日規程第7号
号	号	
平成24年8月16日規程第49号	平成25年3月28日規程第5号	平成26年11月14日規程第77号
号		号
平成26年12月25日規程第93号	平成27年3月31日規程第46号	平成27年4月8日規程第55号
号	号	
平成27年4月8日規程第62号	平成27年6月26日規程第73号	平成28年2月29日規程第27号
号	号	
平成28年3月24日規程第34号	平成28年3月31日規程第49号	平成28年4月13日規程第54号
号	号	
平成28年10月31日規程第86号	平成29年5月25日規程第38号	平成30年3月30日規程第35号
号	号	
平成31年1月16日規程第96号	令和元年6月26日規程第164号	令和3年3月31日規程第408号
号	号	
令和3年6月24日規程第449号	令和4年3月24日規程第505号	令和4年3月31日規程第510号
号	号	
令和5年3月31日規程第45号		

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）に所属する者が実施する人を対象とする研究（ただし、「トランスレーショナルリサーチ実施規程」（平成18年規程第71号）におけるトランスレーショナルリサーチ臨床研究、「バイオリソース研究センターヒトES細胞分配業務規程」（令和元年規程第163号）におけるヒトES細胞の分配業務、「ヒトES細胞使用規程」（令和元年規程第162号）におけるヒトES細胞を使用する研究及び「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞から生殖細胞の作成を行う研究に関する倫理規程」（平成24年規程第5号）におけるヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞から生殖細胞の作成を行う研究、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成25年法律第85号）における特定細胞加工物の製造を行う研究を除く。）に関し、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省、厚生労働省、経済産業省告示第1号。以下「指針」という。）を遵守する上で必要な事項を定

めることにより、人間の尊厳と人権が尊重され、人を対象とする研究が適正に実施されることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究とは、人を対象として次のア又はイを目的として実施される活動をいう。
 - ア 次の①、②、③又は④を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること
 - ① 傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）の理解
 - ② 病態の理解
 - ③ 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証
 - ④ 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証
 - イ 人由来の試料及び情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること
- (2) 研究対象者とは、次に掲げるいずれかに該当する者（死者を含む。）をいう。
 - ア 研究を実施される者（研究を実施することを求められたものを含む。）
 - イ 研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者
- (3) インフォームド・コンセントとは、研究の実施又は継続（試料・情報の取扱いを含む。）に関する研究対象者等（研究対象者に加えて、代諾者等を含めたもの、以下同じ）の同意であって、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む。）等について研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者から十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいてなされるものをいう。
- (4) 適切な同意とは、試料・情報の取得及び利用（提供を含む。）に関する研究対象者等の同意であって、研究対象者等がその同意について判断するために必要な事項が合理的かつ適切な方法によって明示された上でなされたものであり、試料・情報のうち個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）における本人の同意をいう。
- (5) 代諾者とは、生存する研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者がインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者に対してインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる者をいう。
- (6) 代諾者等とは、代諾者に加えて、研究対象者が死者である場合にインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる者を含めたものをいう。
- (7) 試料とは、血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したDNA等、人の体から取得されたものであって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）をいう。ただし、既に学術的な価値が定まり、研究実績として十分に認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な試料は含まれない。
- (8) 情報とは、研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であって研究に用いられるもの

(死者に係るものを含む。)をいう。ただし、既に学術的な価値が定まり、研究実績として十分に認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な情報、又は個人に関する情報に該当しない既存の情報、若しくは既に作成されている匿名加工情報は含まれない。

(9) 試料・情報とは、試料及び情報をいう。

(10) 既存試料・情報とは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 研究計画書が作成されるまでに既に存在する試料・情報

イ 研究計画書の作成以降に取得された試料・情報であって、取得の時点においては当該研究計画書の研究に用いられることを目的としていなかったもの

(11) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(12) 個人情報等とは、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。

(13) 個人識別符号とは、次に掲げるいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)(以下「施行令」という。)で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(14) 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして施行令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(15) 仮名加工情報とは、次のア、イに掲げる個人情報の区分に応じた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

ア 第10号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第10号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(16) 匿名加工情報とは、次のア、イに掲げる個人情報の区分に応じた措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

ア 第10号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第10号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(17) 事業所とは、組織規程（平成30年規程第1号）第2条第4項に定める事業所をいう。

(18) センター等とは、情報統合本部、創薬・医療技術基盤プログラム、バトンゾーン研究推進プログラム、理研産業共創プログラム、最先端研究プラットフォーム連携（TRIP）事業本部、開拓研究本部及び組織規程（平成30年規程第1号）第2条第3項に定める研究センター等をいう。

(19) 地区とは、組織規程第3条に定める活動拠点をいう。

(20) 所長とは、組織規程第30条に定める所長をいう。

(21) センター長等とは、第18号に掲げるセンター等の長をいう。

(22) 安全管理部長等とは、安全管理部長又は各事業所の安全管理室長をいう。

(23) 所属長とは、研究室、研究チームその他これに準ずる組織（以下「研究室等」という。）の長をいう。

（基本方針）

第3条 研究の実施にあたって、全ての関係者は、次に掲げる事項を基本方針として、研究を進めなければならない。

- (1) 社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること
- (2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること
- (3) 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考量すること
- (4) 独立した公正な立場における倫理審査委員会の審査を受けていること
- (5) 研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること
- (6) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること
- (7) 研究に利用する個人情報等を適正に管理すること
- (8) 研究の質及び透明性を確保すること

（他の法令等との関係）

第4条 研究の実施にあたっては、この規程に定めるほか、法令、指針、その他国の策定する指針（以下「指針等」という。）及び研究所の諸規程等の定めるところによる。

（理事長、所長、センター長等）

第5条 理事長は、研究所における試料・情報の管理並びに研究の適正な実施に関する業務を総理する。

2 所長は、理事長の業務を補佐し、所掌する地区における試料・情報の管理並びに研究の適正な実施に関する業務を総括する。

3 センター長等は、所掌するセンター等における試料・情報の管理並びに研究の適正な実施に関する業務を総括する。

（安全管理部長）

第5条の2 安全管理部長は、研究所における試料・情報の管理並びに研究の適正な実施に関する業務の総合調整等を行うものとする。

（安全管理部長等）

第6条 安全管理部長等は、所掌する地区における試料・情報の適切な管理並びに研究が適正に実施されるよう、次の業務を行う。

（1） 研究の実施に関する申請及び報告等に関する事項

（2） 第7条に規定する所属長、第8条に規定する研究責任者及び第9条に規定する研究実施者に対する教育

（3） 第11条に規定する倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者に対する教育

（4） その他必要な事項

（所属長）

第7条 所属長は、その所管する研究室等における研究が適切に実施されるよう、第15条第1項に規定する教育を受け、指針等及びこの規程を熟知した上で、第8条に規定する研究責任者及び第9条に規定する研究実施者を指導及び監督しなければならない。

2 所属長は、前項のほか、第15条第2項に規定する教育を受けなければならない。

（研究責任者）

第8条 研究責任者は、あらかじめ研究計画ごとに、第9条に規定する研究実施者のうち研究員及び技師以上の職員の中から所属長が指名する。

2 研究責任者は、研究計画の立案にあたっては、第3条に規定する基本方針を遵守し、研究対象者への危険性及び不利益と研究の重要性を比較衡量するとともに、次の事項について配慮しなければならない。

（1） 研究対象者の人数並びにヒト由来試料の数量を必要最小限にすること。

（2） 予見し得る研究対象者への危険性及び不利益をできる限り排除すること。

（3） 前号において排除し得ない危険性及び不利益から、研究対象者をできる限り保護すること。

3 研究責任者は、研究の実施にあたりあらかじめ研究計画について、理事長の許可を受けなければならない。また、その研究の実施状況について、理事長に報告しなければならない。

4 研究責任者は、理事長が許可した研究計画に沿い、試料・情報の入手、使用、廃棄等に関して適切な管理等を行うことにより、研究の適正な実施を確保しなければならない。

- 5 研究責任者は、当該研究計画における研究実施者が試料・情報を適切に取り扱うよう、研究を実施する前に、第15条第1項に規定する教育を受け、指針等及びこの規程を熟知した上で、研究実施者を指導及び監督しなければならない。
- 6 研究責任者は、前項のほか、第15条第2項に規定する教育を受けなければならない。
- 7 研究責任者は、試料・情報に不適切な取扱いがあった場合は、所属長を通じ、速やかに安全管理部長等に報告しなければならない。

(研究代表者)

第8条の2 一の研究計画書に基づき複数の研究機関において実施される研究（以下「多機関共同研究」という。）において、研究所の者が複数の研究機関の研究責任者を代表するにあたっては、前条に掲げる研究責任者を研究代表者として充てる。

- 2 研究代表者は、複数の研究機関の研究責任者を代表する者として、多機関共同研究を総括する。
- 3 研究代表者は、多機関共同研究の各研究機関の長が決定する研究実施に係る許可を確認しなければならない。
- 4 本規程において以降、指針等に照らし、必要に応じて「研究責任者」を「研究代表者」と読み替える。

(研究実施者)

第9条 研究実施者は、あらかじめ研究計画ごとに、所属長が指名する。

- 2 研究実施者は、研究を実施する前に、第15条第1項に定める教育を受け、指針等及びこの規程を熟知するよう努めなければならない。
- 3 研究実施者は、前項のほか、第15条第2項に定める教育を受けなければならない。
- 4 研究実施者は、研究責任者の指導及び監督のもと、理事長が許可した研究計画に沿い、試料・情報の入手、使用、廃棄等に関して適切に実施すること等により、研究を適正に実施しなければならない。

(研究倫理協議会)

第10条 研究所に研究倫理協議会を置く。

- 2 研究倫理協議会は、理事長の諮問に応じ、研究所における研究の倫理に関する基本的事項及び事業所等間で調整が必要な事項について検討し、理事長に対しその結果を答申するものとする。
- 3 研究倫理協議会は、必要に応じ、人を対象とする研究において重要な事項を検討し、理事長に具申することができる。
- 4 研究倫理協議会の構成その他必要な事項については、別に定める。

(倫理審査委員会)

第11条 理事長は、和光事業所、筑波事業所、横浜事業所及び神戸事業所に倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 理事長は、前項の委員会を研究の専門性及び特殊性に応じた複数の委員会とすることができる。
- 3 委員会は、研究責任者から付議のあった研究計画に関して、研究倫理の観点及び科学的妥当性の観点から審査し、研究責任者に対し意見を述べるものとする。
- 4 委員会は、審査を行った研究計画に関して、その実施状況等について調査し、その結果について研究責任者に対し意見を述べるることができる。

- 5 委員会は、理事長の諮問に応じ、地区における研究の倫理に関する基本的事項について検討し、理事長に対し意見を述べるものとする。
- 6 委員会は、第4項の調査のほか必要と認める事項について調査を行うことができる。
- 7 理事長及び研究責任者は、委員会が行う調査に協力しなければならない。
- 8 委員会の構成その他必要な事項は、別に定める。

(インフォームド・コンセント等)

第12条 研究責任者又は研究実施者は、研究を実施するときは、原則としてあらかじめ研究対象者に対して、指針等に従い、インフォームド・コンセント又は適切な同意を受ける、もしくは、その研究の趣旨・目的等について通知又は公開した上で、研究対象者が拒否できる機会を保障しなければならない。

- 2 研究責任者又は研究実施者は、研究対象者が有効なインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができないと客観的に判断される、もしくは死者の場合であって、その人の協力を受けなければ研究が成り立たないときは、代諾者等に対し、前項の手続きを行わなければならない。ただし、死者においては、研究を実施されることが、その生前における明示的な意思に反している場合を除く。
- 3 研究責任者又は研究実施者は、研究対象者が未成年者の場合にはその未成年者の代諾者から同意を受けるとともに、できる限り本人の意思を確認しなければならない。ただし、研究対象者が中学校等の課程を修了している又は16歳以上の未成年者であり、かつ、研究実施に関する十分な判断能力を有すると判断され、侵襲を伴わず、研究対象者の親権者又は未成年後見人等に対し拒否できる機会を保障する場合は、委員会の意見を聴き、理事長の許可を受けたときは、研究対象者本人に対する第1項の手続きのみとすることができる。
- 4 研究責任者は、他の研究機関に試料・情報を提供しようとする場合、又は他の研究機関から試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合、当該試料・情報の内容に応じインフォームド・コンセント等について確認し、必要に応じて指針等に基づく対応をしなければならない。
- 5 研究責任者又は研究実施者は、前各項の規定により受けた同意事項を遵守しなければならない。
- 6 研究責任者又は研究実施者は、第1項から第4項までに関する同意の撤回又は拒否があったときは、これに速やかに応じなければならない。ただし、撤回又は拒否の内容に従った措置を講じることが困難な場合であって、当該措置を講じないことについて委員会の意見を聴いた上で理事長が許可した場合は、この限りでない。

なお、その場合、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講じない旨及びその理由について、研究責任者又は研究実施者が研究対象者に説明し、理解を得よう努めなければならない。

(個人情報の保護等)

第13条 研究責任者及び研究実施者は、原則として、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない状態にある試料、特定の個人を識別することができない状態にある試料、個人情報でない情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報を使用しなければならない。ただし、研究対象者又は代諾者が特定の個人を識別することができる状態にある試料又は個人情報を使用することに同意している場合は、この限りでない。

- 2 研究責任者及び研究実施者は、個人情報等の保護については、この規程及び「人を対象とする研究に関する倫理規程細則」（平成15年細則第131号）に定めるほか、「個人情報保護規程」（平成17年規程第6号）、「保有個人情報セキュリティ細則」（平成17年細則第8号）、及び「個人情報ファイル簿及び保有個人情報の開示・訂正等について」（平成17年通達第3号）（以下「個人情報保護規程等」という。）に定めるところに従う。
- 3 研究責任者及び研究実施者は、個人情報の不適正な取得及び利用の禁止、正確性の確保等、安全管理措置、漏えい等の報告、開示等請求への対応などを含め、個人情報等の取扱いに関して、指針の規定のほか、個人情報保護法、条例等を遵守しなければならない。
- 4 研究責任者及び研究実施者は、試料の取扱いに関して、指針の規定を遵守するほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて、必要かつ適切な措置を講じるよう努めなければならない。
- 5 研究責任者及び研究実施者は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を識別することができる試料・情報に関しても、生存する個人に関する情報と同様に、指針の規定のほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講じるよう努めなければならない。

（研究の参加に係る費用）

第14条 委員会の審査を受け、理事長が許可した場合は、社会通念上、妥当な範囲で研究対象者に対して謝礼の提供及び、必要に応じ、交通費等の経費を支払うことができる。

（教育の実施）

第15条 安全管理部長等は、所属長、研究責任者及び研究実施者に対し、研究を実施する前に、この規程のほか、研究における倫理面に関する国内外の関連法令、指針及びその他必要と認める事項について教育を行わなければならない。

- 2 安全管理部長等は、前項に定めるもののほか、必要があると判断したときは、研究における倫理面に関する教育を実施することができる。
- 3 安全管理部長等は、委員会の委員及びその事務に従事する者に対し、この規程のほか、審査及び関連する業務等に関する教育を行う。

第16条 削除

（苦情等の窓口）

第17条 理事長は、研究対象者又は代諾者等からの苦情等の問合せ（ただし、「個人情報保護規程等」に関するものを除く。）に適切に対応するため、窓口を設置する。

- 2 苦情等の窓口は、事業所の安全管理室（和光事業所においては安全管理部生物安全課）とする。

（有害事象への対応）

第17条の2 理事長は、研究に起因する研究対象者への有害事象が生じた場合には、必要な措置を講じ、適切に対応しなければならない。

- 2 研究責任者は、侵襲を伴う研究を実施しようとする場合には、あらかじめ、研究計画書に重篤な有害事象が発生した際に研究実施者が実施すべき事項に関する手順を記載し、当該手順に沿って適正かつ円滑に対応が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

（必要な措置）

第18条 この規程に違反し、又はそのおそれのある研究が計画又は実施されていることを知り得た者は、速やかに安全管理部長等を通じ、理事長、所長及びセンター長等に報告しなければならない。また、安全管理部長等は必要に応じて、研究責任者に報告しなければならない。

なお、多機関共同研究にあつて、研究代表者が研究所の者ではない場合は、研究責任者が当該研究代表者へ報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、研究の制限又は中止その他必要な措置を講じなければならない。

3 理事長、所長、センター長等、安全管理部長等、所属長及び研究責任者は、第1項の報告をしたことを理由として、その者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(準用)

第19条 播磨地区で実施される、共用促進法に定める登録施設利用促進機関により募集及び選定される研究課題及びその研究課題を行う者に対する利用支援における試料・情報の取り扱いについては、第2条第1項第1号、第2号、第4号、第7号から第16号、第3条及び第4条の規定を準用するほか、別に定める。

2 事業所等において、所長の認めた研修制度により試料・情報を取り扱うとき、又はその他研究以外の目的（健康管理は除く。）で、試料・情報を取り扱うときは、所属長が、試料・情報を取り扱う地区を所掌する安全管理部長等に届け出るとともに、第12条から第18条（第14条を除く。）までの規定を準用する。

3 安全管理部長等は、前項の届出を受けたときは、必要に応じ、委員会又は関係者の意見を聴き、所属長に対し必要な指導、助言を行うことができる。

4 試料を扱う研究は、その試料の安全性が確認されていないときは、この規程のほか、微生物等取扱規程（平成15年規程第91号）に定めるところに従う。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、研究に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日規程第33号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日規程第52号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月26日規程第55号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規程第38号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月27日規程第43号）

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年8月24日規程第57号）

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成18年10月31日規程第74号）

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第19号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月23日規程第58号）

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日規程第23号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月26日規程第54号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年10月22日規程第51号）

この規程は、平成21年10月22日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規程第17号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日規程第11号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月23日規程第7号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月16日規程第49号）

この規程は、平成24年8月16日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規程第5号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月14日規程第77号）

この規程は、平成26年11月21日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程第93号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第46号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月8日規程第55号）

この規程は、平成27年4月9日から施行する。

附 則（平成27年4月8日規程第62号）

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日規程第73号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日規程第27号）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規程第34号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第49号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日規程第54号）

この規程は、平成28年4月14日から施行する。

附 則（平成28年10月31日規程第86号）

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年5月25日規程第38号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第35号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月16日規程第96号）

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日規程第164号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第408号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月24日規程第449号）

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規程第505号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第510号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規程第45号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。